

令和4年度 守谷市北部地域包括支援センター 事業計画

守谷市北部地域包括支援センター

I 北部地域包括支援センターの運営方法

大野地区・大井沢地区・北守谷地区に北部地域包括支援センター（以下「北部包括」という。）を1か所設置し、運営する形態をとります。

II 北部包括職員

（令和4年4月1日現在）

常勤職員		備考
保健師	1人	
社会福祉士	1人	
主任介護支援専門員	1人	
その他	0人	
計	3人	

表1 北部圏域高齢者データ

（令和4年4月1日現在）

	全年齢人口	高齢者人口	高齢化率	75歳以上人口（率）
大野地区	3,055人	926人	30.31%	448人 (14.66%)
大井沢地区	3,597人	1,023人	28.44%	455人 (12.65%)
北守谷地区	16,553人	4,442人	26.84%	1,780人 (10.75%)
北部圏域	23,205人	6,391人	27.54%	2,683人 (11.56%)

表2 要介護認定者数

（令和4年4月1日現在）

	大野地区	大井沢地区	北守谷地区	圏域合計
要支援1	19人	15人	68人	102人
要支援2	20人	21人	57人	98人
小計	39人	36人	125人	200人
要介護1	31人	42人	138人	211人
要介護2	19人	27人	81人	127人
要介護3	24人	19人	57人	100人
要介護4	23人	17人	50人	90人
要介護5	16人	18人	43人	77人
小計	113人	123人	369人	605人
合計（認定率）	152人 (16.41%)	159人 (15.54%)	494人 (11.12%)	805人 (12.60%)

Ⅲ 地域支援事業

1 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

（１）総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、高齢者の心身の状況や生活の実態を幅広く把握し、適切なサービスの利用につなげる支援を行います。そのために北部包括圏域の３地区に担当職員を配置し、次の事業を実施します。

① アウトリーチ型相談を行い、圏域高齢者の実態を把握し、必要な支援を行います。

- ・ 高齢者の熱中症予防事業等による計画的な訪問（市との協働事業）
- ・ 訪問を行う際には、市が発行した身分証を提示し地域包括職員であることを伝え、当センターが高齢者の身近な相談窓口であること周知するためのチラシを配布します。

② 圏域におけるネットワークを構築・強化していきます。

- ・ 地区民生委員・児童委員協議会の会議等へ参加します。
- ・ まちづくり協議会地域福祉部会等へ参加します。
- ・ 困難ケース等の地域ケア個別会議を開催し、関係者との連携を図ります。
- ・ 茨城県介護支援専門員協会守谷地区会へ参加します。
- ・ 地域住民や関係機関と協力し、社会資源の発掘及び創生を行いながら、サポート体制の強化に努めます。

（２）権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できず、適切なサービス等につながる方法が見つからない困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための支援を市と連携を図りながら行います。

① 高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応（市との連携・役割分担で対応）

② 成年後見制度利用促進のため、成年後見制度の周知に努めます。

（３）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じたケアマネジメントを実現するために、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

① 専門職向け研修会を開催します。（２回）

【精神】【障害福祉】

② 地区民生委員・児童印協議会の会議、まちづくり協議会地域福祉部会等へ参加し、地域課題を把握し、解決に向け、地域住民や関係機関との連携・協働の体制

を構築し、強化していきます。

- ③ 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が担当する困難ケース等の支援を行います。
- ④ 茨城県介護支援専門員協会守谷地区会での活動(事例検討会等)に参加します。
- ⑤ 在宅医療・介護連携推進事業(入退院連携 情報共有検討ワーキンググループ)に参加します。

(4) 地域ケア個別会議の開催

- ① 要支援認定者の新規や更新のケアプランに対し、専門職から助言をもらい、要支援者の自立支援を促進します。
- ② 解決困難事例等の支援について、関係者(介護支援専門員、民生委員、警察、市役所等)と会議を開催することで、支援体制を構築するとともに、地域の社会資源等の課題を把握します。

2 その他の事業

- ① 認知症初期集中支援チームの運営を行います。
 - ・総合相談の中で、医療や介護サービスに繋がっていない認知症高齢者の相談を受けた際には、必要に応じチーム員の介入検討しながら適切な支援を行います。
 - ・認知症初期集中支援チーム員会議を開催し、早期に適切な医療やサービスにつながるよう認知症初期集中支援チーム員として活動します。
- ② 認知症サポーター等養成事業に取り組めます。
 - ・認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバンメイトとして、市の計画に基づき、市との協働で認知症サポーター等養成事業に取り組めます。
- ③ 地域包括支援センター連絡会へ出席します。

IV 介護予防支援

介護保険の要支援１・２の認定を受けた方が、できるだけ居宅で自立した日常生活を営むことができるよう、個々の状態に応じて自立に向けたサービスを提供していくためのケアマネジメントを行います。また、北部包括直営担当件数は、１職員１０件を上限とし、その他は次の居宅介護支援事業所事業所へ委託します。

令和4年度 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託先一覧

市内居宅介護支援事業所	市外居宅介護支援事業所
あかり居宅介護支援事業所	えがお指定居宅介護支援事業所
アネシス指定居宅介護支援事業所	にしまぎ指定居宅介護支援事業所
居宅介護支援事業所ケア・アシスト守谷	居宅介護支援事業所ケアワーカーズ
茨城リハビリテーション病院 ケアサービス	ウェルシア介護サービスつくばみらい
ケアプランセンター七福神	居宅介護支援事業所桑林
ケアプランセンター花きりん	居住介護支援事業所ケアパーク
さとう居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所ケア・アシスト はあとぴあ
指定居宅介護支援事業所サンタ	
ツクイ守谷	
居宅介護支援事業所アイケア	
居宅介護支援事業所つむぎ	
ひかり居宅介護支援事業所	
居宅介護支援事業所しあわせ	